

I 关于外商投资直销企业登记管理有关问题的指导意见

【发布单位】国家工商总局

【发布文号】外企指字（2007）25号

【发布日期】2007-06-11

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://wzi.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=ZCFG&ID=267&myRandom=8.49145108797651E-02>

I 财政部、国家税务总局关于调低部分商品出口退税率的公告

【发布单位】财政部、国家税务总局

【发布文号】财税（2007）90号

【发布日期】2007-06-19

【实施日期】2007-07-01

【提示】根据该通知：

- n 取消 553 项“高耗能、高污染、资源性”产品的出口退税。主要包括：
 - 盐、溶剂油、水泥、液化丙烷、液化石油气等矿产品；
 - 氯和染料等化工产品（精细化工产品除外）；
 - 非合金铝制条杆等简单有色金属加工产品。
- n 降低 2268 项容易引起贸易摩擦的商品的出口退税率。主要包括：
 - 部分化学品出口退税率下调至 9%或 5%；
 - 纸制品出口退税率下调至 5%；
 - 部分钢铁制品（石油套管除外）出口退税率下调至 5%；
 - 其他贱金属及其制品（除取消出口退税商品以及铝箔、铝管、铝制结构体等）出口退税率下调至 5%；
- n 将 10 项商品的出口退税改为出口免税政策。主要包括：花生果仁、油画、雕饰板、邮票和印花税票。
- n 上述调整自 2007 年 07 月 01 日起执行。具体执行时间，以海关“出口货物报关单（出口退税专用）”上注明的出口日期为准。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.mof.gov.cn/news/20070619_3077_26825.htm

I 外商投資直接販売企業の登記管理に関する問題に関する指導意見

【発布機関】国家工商総局

【発布番号】外企指字[2007]25号

【発布日】2007-06-11

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://wzi.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=ZCFG&ID=267&myRandom=8.49145108797651E-02>

I 一部商品の輸出還付税率の引き下げに関する財政部、国家税務総局の通知

【発布機関】財政部、国家税務総局

【発布番号】财税[2007]90号

【発布日】2007-06-19

【施行日】2007-07-01

【コメント】本通知によると以下の通りである。

- n 553 項目の「エネルギー消費率が高く、汚染レベルが高い、資源性の」製品の輸出時の税の還付を廃止する。主に次のものを含む。
 - 塩（化ナトリウム）、溶剤油、コンクリート、液化プロパン、液化石油ガスなどの鉱物製品。
 - 塩素と染料などの化学工業製品（精密化学工業製品を除く）。
 - 非合金アルミ棒などの簡単な有色金属加工製品。
- n 2268 項の容易に貿易摩擦を引起す製品の輸出還付税率を引き下げる。主に次のものを含む。
 - 一部の化学品の輸出税還付率を 9%または 5%に引き下げる。
 - 紙製品の輸出還付税率を 5%まで引き下げる。
 - 一部の鋼鉄製品（石油ケーシングを除く）の輸出還付税率を 5%まで引き下げる。
 - その他卑金属およびその製品（輸出還付税を取り消す商品および、アルミニウム箔、アルミニウム管、アルミニウム製構造体などを除く）の輸出還付税率を 5%まで引き下げる。
- n 10 項目の輸出還付税を輸出免税政策に転換する。主に、落花生、油絵、装飾用彫刻板、郵便切手、印紙を含む。
- n 上述の調整は 2007 年 7 月 1 日より執行される。具体的な執行時間は、税関の「輸出貨物通関書（輸出還付専用）」上に明記する輸出日を基準とする。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.mof.gov.cn/news/20070619_3077_26825.htm

【注】

- Y 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- Y 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

I 苏浙沪建“大通关”协作机制

日前，上海、江苏、浙江三省市政府签署了《长三角区域大通关建设协作备忘录》，决定建立长三角区域“大通关”建设协作机制。

《长三角区域大通关建设协作备忘录》包括五方面内容：

- 一、探索三省市地方电子口岸平台逐步实现互联互通和信息共享，形成联网申报、核查和作业的通关协作机制。
- 二、探索实现跨关区、跨检区的申报、审单、验放协作机制，对信誉好的企业实施“属地申报、口岸验放”的区域通关模式；探索实行异地报检，口岸检验检疫机构审核，符合条件办理放行手续的模式。
- 三、探索建立代理企业诚信守法等级评估互认制，实现进出口企业本地注册备案，全区域适用通关。
- 四、探索建立长三角区域便捷通关企业统一认定标准和管理互认机制的可行性。
- 五、建立两省一市“大通关”信息沟通联系制度。

近年来，在长三角区域通关改革试点的基础上，上海已将“属地申报、口岸验放”通关模式扩展到武汉、郑州、合肥、长沙、重庆等省市。

（摘自 2007 年 06 月 10 日《外资信息》）

【注】

- Y 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- Y ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新情報

I 江蘇・浙江・上海は「大通关」協力体制を確立する

このほど、上海、江蘇、浙江三省市の市政府は「長江デルタ区域大通关建設協力の覚書」を結び、長江デルタ区域に「大通关」を建設する協力体制を構築することを決定した。

「長江デルタ区域大通关建設協力の覚書」には五つの方面の内容を含んでいる。

- 一、三省市地方電子港プラットフォームが、相互ネットワークと情報の共有を徐々に実現し、ネットワーク申請、審査と作業の通関協力体制を確立することを模索する。
- 二、関税区、検査区を越えた申請、審査、検査の協力体制の実現を模索し、信用と名声が良好な企業に対しては「所在地にて申請し、輸出入港にて検査・通関」の区域通関モデルを実施する。他区における検査申請、港の検査検査機構の審査、条件に満たす場合通関させる手続きをするモデルを模索。
- 三、代理企業の信用とコンプラなどの評価と相互認定制度を設立し、輸出入企業が本地にて登記・備案すれば、全地域での通関に適用されること(体制)の実現を模索する。
- 四、長江デルタ区域のスピード通関企業の統一認定基準と管理相互認定体制の実現可能性を模索する。
- 五、二省一市「大通关」情報交換連絡制度を確立する。

ここ数年、長江デルタ区域の通関改革のパイロット地域の基礎の上、上海市は既に、「所在地にて申請し、輸出入港にて検査・通関する」通関モデルを武漢、鄭州、合肥、長沙、重慶などの省、市に広げてきた。

（2007 年 6 月 10 日付けの「外資情報」より）

I 劳动合同法等7部法律草案正在审议

十届全国人民代表大会常务委员会第二十八次会议（定于2007年06月24日至2007年06月29日举行）在北京开幕。会议将继续审议劳动合同法草案、反垄断法草案、突发事件应对法草案、就业促进法草案，并首次审议民事诉讼法修正案草案、节约能源法修订草案和律师法修订草案。

全国人民代表大会法律委员会认为，劳动合同法草案，根据之前常务委员会会议的审议意见和各方面的意见进行了修改，已基本可行，建议本次会议审议通过；反垄断法草案、突发事件应对法草案、就业促进法草案，根据常务委员会会议的初次审议意见和各方面的意见进行了修改，建议本次会议继续审议。

（摘自2007年06月24日中国中央人民政府网站）

I 生产性企业增加分销经营范围后是否涉及土地用途的变更

根据《外商投资商业领域管理办法》（【商务部令2004年第8号】）等的规定，生产性企业可以依法申请增加分销经营范围（例如，从事自产产品以外的其他产品的批发、佣金代理<拍卖除外>、以及进出口业务，等等）。增加分销经营范围后，生产性企业通常可能兼营生产性业务和分销业务。

如果该生产性企业之前已经通过出让、转让等方式取得了国有土地使用权，且土地用途为工业用地；那么，增加分销经营范围后是否涉及土地用途的变更（例如，由工业用地变更为商业用地、或者综合用地，等等）。对于该问题，律师结合现行有效的中国法律、以及相关政府主管部门的沟通意见，简要分析如下，供参考。

土地用途的分类

根据《中华人民共和国城镇国有土地使用权出让和转让暂行条例》的规定，国有土地使用权出让最高年限按照以下用途确定：工业用地，50年；商业用地，40年；综合用地，50年；等等。实践中，工业用地、商业用地或者综合用地的国有土地使用权出让金，通常会有一定的差异。

需要指出的是，土地用途的上述分类以及其他规范性法律文件中，都没有对综合用地进行专门的界定。律师理解，综合用地不是一种单独的土地类别，通常是指可以兼容两种或者两种以上不同用途的土地。

I 労働契約法第7部法律草案は審議中

第十期全国人民代表大会常务委员会第二十八回會議（2007年6月24日から2007年6月29日まで開催の予定）が北京にて開幕した。會議は、労働契約法草案、反独占法草案、突発事件対処法草案、就職促進法草案につき引き続き審議し、また初めて民事訴訟法改正草案、エネルギー節約法改正草案と弁護士法改正草案につき審議を行うことになる。

全国人民代表大会法律委员会は次のように認識している。労働契約法草案は、これまでの常务委员会會議の審議意見と各方面の意見に基づき修正をおこなっており、既に基本的に実行が可能となり、今回の會議の審議を通過させることを提案する。反独占法草案、突発事件対処法草案、就職促進法草案は、常务委员会會議の初回審議意見と各方面の意見にもとづき修正を行っており、今回の會議にて引き続き審議を行うことになる。

（2007年6月24日中国中央人民政府ホームページ）

I 生産性企業が分銷經營範圍を増加した後土地用途の変更が必要となるか

「外商投資商業領域管理弁法」(【商務部令2004年第8号】)などの規定により、生産性企業は法に基づき分銷經營範圍を増加を申請することができる(例えば、自己が生産した製品以外のその他の製品の卸売り、仲介代理<オークションを除く>、および輸出入業務、など)。分銷經營範圍を増加したのち、生産性企業は、通常、生産性業務と分銷業務を兼営することになる。

当該生産性企業が以前に払下、譲渡などの方法を通じて国有地使用権を取得しており、且つ、土地の用途が工業用地であるとすれば、このケースでは、分銷經營範圍の増加の後、土地用途の変更が必要となってくるのであろうか(例えば、工業用地を変更して商業用地、または総合用地とする、など)。この問題について、弁護士は、現行で有効な中国の法律、および関連する政府主管部门に問合せた結果などを結びつけ、簡単ではあるが以下のように分析する。ご参考いただきたい。

土地用途の分類

「中華人民共和國城鎮国有土地使用权の払下と譲渡についての暫定条例」の規定によると、国有地使用权払下の最長期限は次に挙げる用途により確定する。(つまり、)工業用地は50年、商業用地は40年、総合用地は50年など(である)。実務上、工業用地、商業用地または総合用地の国有地使用权払下の金額には、通常、ある程度の差がある。

指摘が必要なのは、土地用途の上述の分類およびその他の規範性法律文書の中には、いずれも総合用地に対する専門的な枠引きが存在していない。弁護士は、総合用地とは一種の単独の土地の類別ではなく、通常は、二種または二種以上の異なる用途を合わせ持つ土地を指すものと理解している。

土地用途の変更

严格来说，生产性企业增加分销经营范围后，其土地用途已经不再是单纯的工业用地，而根据有关法律规定：

1. 土地使用权人应当根据土地使用权出让合同中约定的用途使用土地；否则，视为违反土地使用权出让合同的约定，将按照土地使用权出让合同约定的方式处理。
2. 土地使用权人认为需要变更土地用途，应当首先向规划主管部门提出申请，并获得规划主管部门的批准。
3. 在获得规划主管部门批准的前提下，土地使用权人与土地主管部门重新签订土地使用权出让合同、或者变更协议；并按照变更后的土地用途，调整土地使用权出让金（通常情况下，可能按照变更时的土地市场价值补交出让金）；并依法办理土地使用权变更登记手续。

对此，律师理解，相关法律仍然不尽完善，主要体现在：

- ① 对于哪些情形属于违反土地使用权出让合同中约定的用途使用土地，相关法律没有明确规定；
- ② 对于哪些情形应当、或者可以变更土地用途，相关法律也没有明确规定。由于相关法律的不完善，对于生产性企业增加分销经营范围后是否涉及土地用途变更的问题，并没有直接的法律依据以及办事程序等。因此，实践中，相关政府主管部门的理解和掌握，比较关键。

相关政府主管部门的理解和掌握

对于题述事宜，律师分别与国家、上海、北京、苏州、深圳和广州等地的规划、土地、商务、工商等主管部门进行了沟通。对于初步的政府确认情形，律师概括如下：

1. **经营范围的变更与土地用途的变更没有必然关联：**经营范围的变更，主要由商务和工商主管部门负责；而土地用途的变更，主要由规划和土地主管部门负责（具体操作事项，通常由企业所在区/县的规划和土地主管部门掌握）。经营范围的变更，并不必然引起土地用途的变更，根据现行有效的法律，两者没有必然关联。
2. **规划不任意改变：**规划主要涉及特定地

土地用途の変更

厳格に言うと、生産性企業は分銷經營範圍を増加したのち、その土地の用途は既に単純な工場用地ではなくなっており、また関連する法律規定によると次の通りである。

1. 土地使用者は、土地使用者払い下げ契約中に約定した用途に基づき土地を使用しなければならない。そうでなければ、土地使用者払下契約の約定に違反していると見なされ、土地使用者払下契約に約定されている方法に従い処理される。
2. 土地使用者が土地の用途を変更する必要があると考えるときは、まず土地規劃を主管部門に申請を出し、土地規劃を主管する部門の認定を受けなければならない。
3. 土地規劃を主管する部門の認定を受けていることを前提に、土地使用者と土地を主管する部門は、新たに土地使用者払下契約を締結するか、または変更協議を締結する。また変更後の土地の用途に従い、土地使用者払下金の金額を調整する（通常の状況では、変更時の土地の市場価格に基づき、差額を追加して支払うことになる。）そして、法にもとづき、土地使用者の変更登記手続を行う。

これに対し、弁護士は、関連する法律が依然として整っていないと考える。このことは主に次の二つに表れている。（まず）

- ① どのようなケースが土地使用者払下契約中に約定する用途に違反した土地の使用なのかにつき、関連する法律は明確に規定していない。（そして）
- ② どのようなケースの場合、土地の用途を変更しなければならないのか、または変更することができるのかにつき、関連する法律は明確な規定をしていない。関連する法律が整っておらず、生産性企業が分銷經營範圍の増加した後、土地用途の変更が必要となるかどうかの問題に対して、直接の法律依拠および手続のプロセスなどが存在していないことになる。このため、実務上は、関連する政府主管部门の理解と運用が比較的かめとなる。

関連する政府主管部门の理解と運用

表題の問題について、弁護士は国家、上海、北京、蘇州、深センと広州などの地域の規劃、土地、商務、工商などを主管する部門にそれぞれ問合せを行った。弁護士は、現段階にて政府が確認した内容を以下のようにまとめた。

1. **經營範圍の変更と土地用途の変更には必然的関連性がない。**經營範圍の変更は、主に、商務と工商を主管する部門が担当し、一方、土地用途の変更は、主に規劃と土地を主管する部門が担当する（具体的操作事項は、通常、企業の所在する区/県の規劃と土地を主管する部門によって運用されている）。經營範圍の変更が、必然的に土地用途の変更を引き起こすということではなく、現行の有効な法律によると、二者の間

区的长远发展方向、功能定位等，具有稳定性；而企业的生产经营活动受内外部因素影响较大，具有诸多不确定性。由于企业生产经营活动的不确定性与规划所需要的稳定性存在矛盾，因此，规划主管部门通常从宏观角度进行审查，一般不会任意变更规划。而且，实践中，即便规划主管部门准予变更规划，通常也仅仅是变更与原来土地用途不一致的小部分土地面积，变更整块土地规划的可能性比较小。

3. 关于违反土地使用权出让合同中约定的土地用途的理解：各地土地主管部门的理解存在一定的差异，但是，相关官员大多认同，土地用途与建筑物的用途存在关联关系，如果建筑物不进行显而易见的变化或者功能变化（例如，将工业厂房改造为商务楼、商铺、娱乐设施、住宅，等等），那么，通常不会被认为违反土地使用权出让合同中约定的土地用途。即便发生土地用途变更的情形，土地使用权人被要求按照土地使用权出让合同约定的方式处理，通常也是面临支付违约金、并拆除违约修建的建筑物等风险，因为涉及到规划变更等问题，土地主管部门通常也不可能直接要求土地使用权人变更土地用途。

律师小结

结合以上分析，律师理解，尽管生产性企业增加分销经营范围后，可能涉及土地用途的实际变更，不再是单纯的工业用途；但是，由于相关法律的不完善，增加分销经营范围的生产性企业目前并没有变更土地用途的强制性法律义务；而且，即便生产性企业主动申请变更土地用途，也可能因为规划不任意改变等原因，而无法实际变更土地用途。

但是，需要提醒的是，如果生产性企业增加分销经营范围后，对原来厂区内的建筑物实施了整体的结构性和功能性改造，那么，违反土地使用权出让合同中约定的土地用途的情形就比较明显，对此生产性企业应谨慎对待。

鉴于相关法律的不完善，土地用途变更事宜，目前主要取决于规划、土地等主管部门的理解和掌握，而由于不同地区的政府主管部门的理解和掌握可能存在差异。因此，律师建议，结合律师的上述分析意见，相关生产性企业也可以与所在地的规划、土地等主管部门进行直接的沟通确认。

（里兆律师事务所 2007 年 06 月 22 日整理编写）

に必然的な関連性はない。

2. 土地規畫は任意には変えられない。土地規畫は特定地区の長期的な発展の方向や効能的位置づけなどに係っており、安定性がある。また企業の生産經營活動が受ける内外部要素の影響は比較的大きく、多くの不確定性を有する。企業生産經營活動の不確定性と規畫に必要な安定性とは矛盾している。このため、土地規畫を主管する部門は、通常、マクロの角度から審査をおこない、一般的に任意に規畫を変更するということはない。また、実務では、たとえ規畫を主管する部門が規畫を変更することを許可するとしても、通常は、もともとの土地の用途と一致していない一部分の土地面積についての変更するのみであり、土地全体の規畫の変更を行う可能性は比較的低い。
3. 土地使用權私下契約中に約定した土地用途に違反することについての理解。各地の土地を主管する部門の理解にはある程度の差があるが、しかし、担当者の大多数は、土地用途と建築物の用途は関連性を有しており、建築物に対し明確な外見上の変化または機能の変化（例えば、工場の作業場を、オフィス、店舗や娯楽施設、住宅などに改造する、など）を施していないときは、通常、土地使用權私下契約中に約定した土地用途に違反していると見なされることはない。たとえ、土地用途に変更が生じ、土地使用權者が土地使用權私下契約の方式にて処理することを要求され、通常、違約金の支払いや、違約して修繕した建築施設などを撤去するなどのリスクに直面するとしても、規畫変更などの問題に関連するため、土地主管部門は通常直接土地使用權者に土地の用途の変更を要求することはない。

弁護士のおまとめ

以上の分析をまとめて、生産性企業が分銷經營範圍を増加した後、確かに、土地用途が実際には変更され、単純な工業用途でなくなるが、しかし、関連する法律が整っていないため、分銷經營範圍を増加した生産性企業は、現在、土地用途を変更する強制的な法律義務を負ってはいない、かつ、たとえ生産性企業が自主的に土地用途の変更を申請したとしても、規畫は任意に変更できないなどの理由により、実際には土地用途の変更ができない可能性があるとして弁護士は理解している。

しかし、注意が必要なことには、生産性企業が分銷經營範圍を増加したのち、もともとの工場構内の建築物に対し、全体的な構造上または機能性の改造を行ったときは、土地使用權私下契約中に約定する土地用途に違反している状況が比較的明白であるので、これに対して生産性企業は慎重に対処するべきである。

関連する法律が整っていないことに鑑み、土地用途の変更の件については、現在、主に、規畫、土地などを主管する部門の理解と運用によって決められる。また異なる地区の政府を主管する部門の理解と運用には差

が存在しているため、弁護士は、弁護士の上述の分析意見を総合し、関連する生産性企業は所在地の規制、土地などを主管する部門に直接問合せ確認することを提案する。

(里兆法律事務所が2007年6月22日付けで作成)